

障がいのある人と人権

優生保護法と障害がある人の結婚・子育て



石渡和実

連載 第6回



1948（昭和23）年に制定された優生保護法は、その第1条（目的）にこう記されていた。「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」。「不良な子孫」とは今の身体・知的・精神の障害者とハンセン病の患者で、障害者は子どもを産んではならないという障害者否定、すなわち「優生思想」を正当化する法律だったといわれる。戦争中の1940（昭和15）年に制定された国民優生法を踏襲し、その原点は同盟国であったナチスドイツの遺伝病子孫予防法（断種法）にある。ナチスはこの法律に基づき600万人ものユダヤ人虐殺を行い、その実験台として20万人もの障害者が毒ガス室に送られていた「負の歴史」を象徴する法律である。

日本では優生保護法によって8万4000人に不妊や中絶手術が行われ、そのうち2万5000人はだまされたり麻酔や身体を拘束されての「強制手術」であったという。1996（平成8）年に母体保護法に改正され、優生思想に当たる部分は全て削除された。1947（昭和22）年に日本国憲法が施行され、全ての国民に基本的人権が保障されていたにもかかわらず、戦後48年もの間、優生保護法により非人道的な処置がまかり通っていたのである。

このような実態が注目されたのは、2018（平成30）年1月、仙台の知的障害がある女性が賠償を求めて裁判に訴えてからである。これまでに全国で35人が提訴し、今年3月までに14の地裁・高裁判決が出た。優生保護法は憲法違反と認めても、賠償金については退けられる判決が続いていた。賠償金が認められる20年の「除斥期間」を過ぎている、というのが理由である。流れを変えたのが、昨年3月の大阪高裁判決である。「除斥期間の適用を認めることは著しく正義・公平の理念に反する」と断じ、国に賠償を命じた。これまで「7勝7敗」といわれるが、国は原告

勝訴の7件全てを控訴・上告した。弁護団などは原告の高齢化が顕著であり、裁判を長引かせず国の判断による早期解決を求めている。

障害がある人の結婚や子育てについて、今も鮮やかによみがえる10年以上前の体験がある。「ふつうの場所で愛する人との暮らし」を掲げていた、長崎県のコロニー雲仙^{*1}を訪問した。ここには海外公演も行っている「瑞宝太鼓」^{*2}という和太鼓集団があり、団長のIさん宅にお邪魔した。ご長男は父親に憧れているようで、おもちゃの太鼓を演奏してくれた。保育園から帰宅した場面が忘れられない。バッグを放り出すと、「じいちゃんここに行ってくる」と隣家に飛び込んだ。老夫婦が「お帰り」と目を細めている。いとおしくてたまらない、という様子である。

両家に血のつながりはない。Iさん一家は3人に知的障害がある。そんなこととは関係なく、地域で暮らし、働き、地域のみんなで子育てもしている。その頃のIさん一家の様子は、『幸せの太鼓を響かせて～INCLUSION～』（2011年）^{*3}という映画でも紹介されている。障害がある人のこんな暮らしが各地に広がってほしい、と切に願う。

* 1）（社福）南高愛隣会
<https://www.airinkai.or.jp/>



* 2）<https://www.zuiho-taiko.com/>



* 3）<https://dsystem.jp/movie/inclusion.html>



いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会部会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。